

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業 実施要綱の制定について

〔 2 政 統 第 1 9 1 2 号 〕
〔 令 和 3 年 1 月 2 9 日 〕
〔 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知 〕

制定 令和3年1月29日付け2政統第1912号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

この度、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業について、別紙のとおり新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱が定められたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。
以上、命により通知する。

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業実施要綱

制 定 令和3年1月29日付け2政統第1912号
農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響等により主食用米の需要が減少する中、水田農業を活性化させていくためには、輸出や加工品の製造といった、今後も成長が見込まれる新たな需要に対応していくことが必要である。

こうした国内外の新たな需要に対応するためには、産地と実需者の結びつきを強化するとともに、これら両者の強い連携に基づく、実需者ニーズに応じた米、野菜等の生産及び需要の更なる創出・拡大に向けた環境整備等を推進していくことが重要である。

このため、水田農業を新たな需要拡大が期待される作物の生産等を行う農業へと刷新するべく、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組及び需要の創出・拡大のための施設の導入を支援する。

第2 事業内容

新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（以下「本事業」という。）は、次に掲げる事業により構成するものとし、事業・メニュー、事業実施主体、取組主体、採択要件及び補助率については、別表のとおりとする。

1 実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業

水田リノベーション産地・実需協働プラン（農林水産省政策統括官（以下「政策統括官」という。）が別に定めるところにより作成する計画をいう。以下「水田リノベーションプラン」という。）に基づき、取組主体が実需者ニーズに応えるための低コスト生産等に取り組む農業者に対して取組面積に応じた定額助成を行うために必要な経費について、事業実施主体が取組主体に補助する事業。

2 需要創出・拡大整備支援事業

水田リノベーションプランに基づき、事業実施主体が需要の創出・拡大に向けて輸出等の需要に応じた加工品の生産体制の強化の取組や国産原材料への切替えのために必要となる施設を整備する取組に必要な経費について、都道府県が事業実施主体に補助する事業。

第3 事業の成果目標

第2の1の事業の取組主体及び第2の2の事業の事業実施主体は、農業者と実需者の結びつきを強化するとともに、これら両者の強い連携に基づく、実需者ニーズに応じた米、野菜等の生産及び需要の更なる創出・拡大に向けた環境整備を推進する上での具体的な成果目標を設定することとし、その成果目標の目標年度までの達成に向けた取組を実施するものとする。

なお、事業実施主体及び取組主体が達成すべき成果目標の基準及び目標年度は、政策統括官が別に定めるものとする。

第4 事業実施手続等

1 第2の1の事業の事業実施主体の長は、政策統括官が別に定めるところにより、業務方法書を作成し、地方農政局長等（北海道に主たる事務所を置く事業実施主体にあっては北

海道農政事務所長、沖縄県に主たる事務所を置く事業実施主体にあつては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあつては地方農政局長をいう。以下同じ。)に提出して、その承認を受けるものとする。

- 2 1の業務方法書の変更に係る手続は1に準じて行うものとする。
- 3 第2の1の事業の事業実施主体の長及び第2の2の事業の都道府県知事は、政策統括官が別に定めるところにより、それぞれ都道府県取組計画書又は事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出し、その承認を受けるものとする。
- 4 3の都道府県取組計画書及び事業実施計画の重要な変更は、政策統括官が別に定めるものとする。その際の手続は、予算額の配分を行う場合を除き、3に準じて行うものとする。

第5 事業実施期間

事業実施期間は、令和3年3月31日までとする。

第6 助成措置

- 1 国は、予算の範囲内において、第2の事業の実施に必要な経費について、政策統括官が別に定めるところにより補助するものとする。
- 2 国は、交付した補助金に不用額が生じることが明らかになった時は、第2の1の事業については事業実施主体の長に対し、第2の2の事業については都道府県知事に対し、政策統括官が別に定めるところにより、補助金の一部若しくは全部の減額又は既に交付された補助金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。
- 3 第2の1の事業に関し、取組主体は、農業者が水田リノベーションプランに基づく取組の全部又は一部を実施しなかった場合その他政策統括官が別に定める場合は、政策統括官が別に定めるところにより助成金の返還を求めるものとし、返還された助成金は、事業実施主体を通じて国に返還しなければならない。

第7 事業実施状況の報告等

- 1 第2の1の事業の事業実施主体の長及び第2の2の事業の都道府県知事は、政策統括官が別に定めるところにより、それぞれ事業実施状況及び評価をとりまとめ、地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うとともに、その内容を公表することができるものとする。

第8 指導推進等

- 1 国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し、必要な指導又は助言を行うものとする。
- 2 都道府県は、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の推進指導に当たるものとする。

第9 他の施策との関連

本事業を実施するに当たり、都道府県及び事業実施主体は政策統括官が別に定める関連する施策との連携が図られるように努めるものとする。

第10 委任

本事業の実施につき必要な事項については、本要綱に定めるもののほか、政策統括官が別に定めるものとする。

附則（令和3年1月29日付け2政統第1912号）

本要綱は、令和3年1月29日から施行する。

別表（第2関係）

事業・メニュー	事業実施主体	取組主体	採択要件	補助率
<p>1 実需者ニーズ対応低コスト生産等支援事業</p>	<p>都道府県農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3569号農林水産事務次官依命通知（以下「推進事業実施要綱」という。）第2の1の（2）に定めるものをいう。）</p>	<p>地域農業再生協議会（推進事業実施要綱第2の2の（2）に定めるものをいう。）</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>（1）取組主体が政策統括官が別に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>（2）政策統括官が別に定める要件を満たしていること。</p>	<p>定額（政策統括官が別に定めるとおり。）</p>
<p>2 需要創出・拡大整備支援事業</p> <p>（1）輸出拡大・農産物処理加工施設</p> <p>・集出荷貯蔵施設</p> <p>（2）国産シェア拡大</p> <p>・農産物処理加工施設</p> <p>・集出荷貯蔵施設</p>	<p>GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）又はKKP（コメ海外市場拡大戦略プロジェクト）に加入している実需者</p>	<p>（この欄は斜線が入っており、内容が空白である）</p>	<p>次に掲げる全ての要件を満たすこととする。</p> <p>（1）政策統括官が別に定める成果目標の基準を満たしていること。</p> <p>（2）政策統括官が別に定める要件を満たしていること。</p> <p>（3）当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれること。</p>	<p>事業費の1/2以内</p> <p>ただし、実施計画の1年度当たりの補助金の上限額は、1計画当たり6億円とする。</p>